

目次

1	はじめに	1 3 5
2	本ガイドラインの位置づけ	1 3 6
3	住民接種の実施体制整備の基本方針	1 3 7
4	住民接種に係る対象者の考え方	1 3 8
5	住民接種の接種順位と接種方法	1 3 9
6	対象者への周知方法について	1 4 1
7	住民接種の予約及び受付方法の検討	1 4 3
8	接種会場	1 4 4
9	医療従事者の確保	1 4 7
10	住民接種の実施スケジュール	1 4 9
11	ワクチンの管理と供給	1 5 0

1 はじめに

- 国は、病原性の高い新型インフルエンザ及びそれと同等の危険性のある新感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)を制定し、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)を作成した。また、政府行動計画を踏まえ、各分野における対策の具体的な内容、実施方法及び関係者の役割分担等を示す目的に、新型インフルエンザ等対策ガイドライン(以下「政府ガイドライン」という。)を作成した。
- 政府行動計画では、特定接種と住民接種という二つの予防接種が新型インフルエンザ等対策として規定されている。
- 特定接種とは、特措法第28条の規定に基づき、医療の提供の業務、又は、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者、並びに新型インフルエンザ等対策を実施する公務員を対象として行うものをいう。
- 一方、住民接種とは、特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項の規定に基づく新臨時接種をいい、特措法第32条の規定に基づく緊急事態宣言が行われている場合には、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定される臨時接種を行う。一方、緊急事態宣言が行われていない場合には、予防接種法第6条第3項に規定される新臨時接種を行うこととなる。この場合、政府対策本部は基本的対処方針等諮問委員会の意見を聞き、その実施を決定し、基本的対処方針において接種対象者や順位・期間等を示すこととなる。
- この住民接種については、実施主体が市町村であることから、武蔵村山市(以下「市」という。)においては、この住民接種に係る具体的な内容、実施方法及び関係者の役割分担等を事前に検討し、定める責務がある。

2 本ガイドラインの位置づけ

- 市の新型インフルエンザ等対策の取組としては、特措法制定及び政府行動計画等の作成を踏まえ、市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を作成しているところである。
- 新型インフルエンザ等対策に係る市の役割のなかでも、住民接種の実施体制の構築は、特に市民の生命や健康の保護に効果が期待されるものであることから、速やかに具体的な検討を行う必要がある。
- このことから、今後行う様々な住民接種対策の検討の指針となることを目的として、市行動計画作成後、速やかに本素案をベースにして具体的な協議を行い、作成を図ることとする。また作成後については、市住民接種整備ガイドラインに沿って、具体的な準備を進めることとする。
- なお、市住民接種整備ガイドラインは、新型インフルエンザワクチンの確保、供給体制、接種対象者及び予防接種体制等に関する対策の検討の参考とするために作成したものであり、具体的な対策を状況に応じて講じていく。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンが存在しない場合があり得るため、本ガイドラインでは、新型インフルエンザワクチンに限って記載する。
- 市住民接種整備ガイドラインを作成する際には、平成 25 年度厚生労働科学研究「新型インフルエンザ等発生時の市町村におけるワクチンの効率的な接種体制のあり方の検討」(研究代表者 和田耕治:独立行政法人国立国際医療研究センター、平成 25 年度新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業)における「市町村における新型インフルエンザ住民接種の体制に関する研究」(分担研究者 岡部信彦:川崎市健康安全研究所所長)の一環として作成された、市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き(暫定版)(以下「市町村手引き」という。)を参考にすることとする。

3 住民接種の実施体制整備の基本方針

- 新型インフルエンザへの対策は、医療対応以外のまん延防止対策とワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。
- 新型インフルエンザに係るワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。新型インフルエンザが発生した際には、国の責任の下、実施主体である市は、可能な限り速やかにワクチンの接種を行うことが求められている。
- 住民接種には、特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種があるが、市住民接種整備ガイドラインで定める住民接種の構築に当たっては、特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を中心に検討するものとし、状況に応じて、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種にも対応できるよう検討を加えるものとする。

4 住民接種に係る対象者の考え方

- 住民接種の対象者は、基本的には市の区域内に居住する者（在留外国人を含む。）全員とし、原則として住民基本台帳に登録されている者とする。
- 上記の者以外の者についても、市で住民接種することが社会的・公衆衛生学的に一定の合理性があると認められる以下の事例の場合については、市は住民接種の実施を検討することができるものとする。
- 市に所在する医療機関又は社会福祉施設等に長期に入院中又は入所中の者に対しては、市に住民基本台帳の登録がない場合であっても住民接種を行うことを検討する。
- 里帰り分娩等で住民基本台帳に登録がない市区町村において、住民接種を希望する本市民の妊産婦及び同伴の小児については、現在多くの市区町村が実施している定期接種と同様の対応（里帰り先の市区町村長に対する実施依頼等の事務手続き）を参考に、里帰り先でも接種できるよう事務手続きを想定する。なお、この場合、国及び東京都が広域的な調整を行うこととなると考えられるため、その動向にも注視する。
- その他、ドメスティックバイオレンス被害者や大学生等、諸般の事情により住民票の異動を行っていない者であって、社会的・公衆衛生学的に市で住民接種を行うことが合理的であると認められる場合においては、市の判断において実施することがあり得る。

5 住民接種の接種順位と接種方法

- 住民接種の接種順位については、
 - ①医学的ハイリスク者(基礎疾患を有する者、妊婦)
 - ②小児
 - ③成人、若年者
 - ④高齢者

以上とおり、対象者を①から④の4群に分類し、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部は基本的対処方針により、実際の順位が決定される。

- 住民接種の実施に当たっては、効率的かつ迅速に全住民へ接種を進める必要があることから、集団的接種を原則とする。この場合、必要に応じて既存の地域集団等を活用して、接種体制を構築するものとする。
- 住民接種の具体的な接種方法については、市町村手引きを参考に、以下の実施方法を基本に検討する。
 - ① 地域別集団接種
市内を7区域に分割し、当該区域に居住する対象者が、当該区域の指定された接種会場(小学校等)に参集して住民接種を受ける方法。
 - ② 施設別集団接種
入院患者又は入所者が、当該医療機関内又は社会福祉施設内等において住民接種を受けるもの。
 - ③ 個別訪問接種
①及び②の例外的な対応として、在宅医療又は在宅介護を受けている患者等、地域別集団接種では対応が困難であり、また施設別集団接種の枠組みにも属さない場合においては、医療従事者が当該対象者を個別訪問して、住民接種を実施するもの。

図表1 接種対象者別の接種方法の基本的方針と推定人数

接種対象者	接種方法	推定人数(人)
基礎疾患を有する者※	原則として、地域別集団接種	5,000
妊婦※	原則として、地域別集団接種	550
未就学児等	原則として、地域別集団接種	5,300
小中学生	原則として、施設別集団接種	6,900
高校生	原則として、地域別集団接種	2,200
高校生以上の成人等	原則として、地域別集団接種	35,000
高齢者	原則として、地域別集団接種 ただし、高齢者介護施設入所者は、施設別集団接種にて行う。	16,000
障害者	在宅療養者は、原則として地域別集団接種とし、参集が困難な場合には個別訪問接種とする。 施設入所者は、原則として施設別集団接種とする。	50
在宅医療を受療中の患者	参集が可能な場合には、地域別集団接種とする。 参集が困難な場合には、個別訪問接種とする。	100
入院患者及び入所者	原則として、施設別集団接種	4,700

※基礎疾患を有する者及び妊婦は、主治医の判断により通院中の医療機関で接種することも可能とする。

6 対象者への周知方法について

- 対象となる全ての市民等に対して、効率的かつ効果的に、また適切な時期に住民接種に係る周知を図ることが重要である。
- 周知方法については、原則として個別通知方式をとりつつも、それを補完する手段として、市報、ホームページ、SNS、自治会の回覧板、MM シャトルバス車内広告及び行政防災無線等、実施可能なあらゆる手段を用いて、市民等に周知を図ることとする。
- 個別通知を行う際には、住民接種の対象者であることを記載した証明書、住民接種の問診表並びに住民接種を実施できる日時及び場所を記載した案内文書その他必要な書類を送付することとする。また、個別通知は、世帯単位で行うこととし、当該世帯に複数の住民接種対象者が居住している場合には、その対象者分を同封することとする。
- 医療機関等に入院又は入所している者、並びに里帰り分娩の妊産婦とその同伴の小児については、通常の周知方法では住民接種の適切な情報が到達しない可能性が高いため、個別に当該医療機関等に対し周知し、かかりつけの患者等に対し情報提供する方法についても、事前に検討する必要がある。

図表2 住民接種の周知方法の特徴について

周知方法	主管課	特徴
市報	秘書広報課	原則として全戸配布する。 通常、起稿から配布までに、少なくとも1ヶ月以上を要する。
ホームページ	秘書広報課	ターゲットは若年層から中年層を想定。また、インターネット回線の有無に依存する。 通常、起稿からホームページ掲載まで数日以内。
SNS	秘書広報課 (主管課で投稿可)	ターゲットは、主に若年層を想定。 携帯電話の有無に依存する。 通常、起稿後速やかに投稿・掲載が可能。
回覧板	協働推進課	自治会に加入している市民に回覧。 主に、ターゲットは中高齢者を想定。 通常、起稿から回覧まで1ヶ月以上を要する。
バス車内広告	都市整備課	ターゲットは、バス利用者を想定。
行政防災無線	防災安全課	原則として、市内全域に音声で周知。地域や家屋の構造によっては、室内で聴取することが困難。 また、周知は日中に限定されるため、日中は市外に通勤・通学している市民には、不適である。
個別通知	健康推進課	対象者に対して、個別配布を行う。 通常、起稿から通知送付までに数週間を要し、通知書類等や郵便料に係る予算確保も必要である。

7 住民接種の予約及び受付方法の検討

- 住民接種の実施に当たり、事前に市民が予約する方式(以下「事前予約方式」という。)は、市民にとっても自身の都合が良い時間や場所で接種を受けることができ、利便性の高い方法であると考えられる。
- しかし、事前予約方式はそれに伴う事務量の負担が膨大であり、人件費等に係る費用も必要となる。
- よって、本市においては、事前予約方式を採らずに、対象者ごとに接種会場と接種日時を事前に割付する方式について、検討を行うこととする。なお、対象者の都合により、割り付けた日時に来場することができない者がいることも想定し、この場合においては、電話等で予約の変更その他の調整を行うこととする。
- 接種会場で行う受付については、会場の入り口付近において市が準備する予防接種対象者台帳と対象者が持参した住民接種の対象者である旨を記載した証明書及び本人確認書類(健康保険証、介護保険証、住基カード等)との3点確認を基本として検討する。